主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人江口弥一の上告趣意(昭和四一年九月一五日付補充書による趣意を含む。) 第一点は、憲法三九条違反をいうが、所論無免許運転の罪と本件業務上過失致死の 罪とが一所為数法の関係に立つとは認められないから、右違憲の主張は、前提を欠 き、適法な上告理由に当らない。同第二点は、事実誤認、単なる法令違反の主張で あり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも、刑訴法四〇五条の上告理 由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年三月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	īF	太住